

介護認定方法、介護保険料など見直し

第4期介護保険事業がスタート

介護保険制度は、高齢となっても安心して暮らせる社会を実現するため、社会全体で介護を支える仕組みとして、平成12年に始まりました。高齢者を支える制度として着実に浸透、定着してきましたが、要介護認定者数の増加や介護サービス利用者の増加など、年々介護給付は増加傾向にあります。また、今後、認知症の高齢者やひとり暮らしの高齢者が増えることも予想されます。介護保険制度は3年に1度見直されていますが、高齢者が住み慣れた地域や家庭で生きいきと暮らすことができるよう、社会全体で支える体制を作っていく必要があります。この4月から改正された主な内容と、今後の取り組みは次のとおりです。

平成21年4月からの主な改正内容

要介護認定の方法を見直します

これまでどおり「要支援1～2、要介護1～5」の介護度は変わりませんが、要介護認定に、より正確に介護の手間を反映し、不公平感につながりやすい認定結果のばらつきを減らすことを目的として、調査項目の内容が一部変更されました。

介護報酬を改定します

介護従事者の処遇改善を図ることを目的に、介護報酬を改定（約3%増）します。また、介護報酬改定に伴う保険料の上昇を抑えるため、国費が充てられます。

高齢者の自立に向けた今後の取り組み

健康づくりと介護予防の推進

栄養・食生活の改善、運動、身体活動の習慣化と禁煙の推進などによる健康づくりは、介護予防の基礎ともいえます。健康診査や健康相談、ほかほか教室などの介護予防教室を通して、住民の生涯にわたる健康づくりを支えます。

社会参加と生きがいづくり

団塊の世代の引退により、介護を必要としない健康な高齢者の増加が一層見込まれます。高齢者が持っている能力を存分に発揮したり、生きがいを感じながら社会の中で活動できる環境づくりも、これからますます重要になります。

高齢者が、社会活動や趣味、レクリエーション活動などへ気軽に参加できるよう、老人クラブやおしどり学園の支援など、その人その人に合った生きがいづくりを啓発支援していきます。

認知症高齢者の支援（認知ケア）の推進

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して日常生活を営むことができるようにするため、認知症についての正しい知識・情報の普及や、昨年度に導入した認知症検査タッチパネルを使い、認知症の疑いがある人を早期発見し、初期の段階から治療につなげていく体制づくりを目指します。

また、認知症高齢者の家族に対する支援も進めていきます。

介護保険料を見直します

平成21年度は介護保険料の見直しの年です。

見直しが必要な理由は

- 要支援・要介護者の増加
- 高齢化に伴い、要支援・要介護者の数が増えています。
- 【要支援・要介護認定者数】
- 273人（平成18年10月）
- 282人（平成20年10月）
- 平成23年には、要支援・要介護認定者が318人に増加すると見込んでいます。

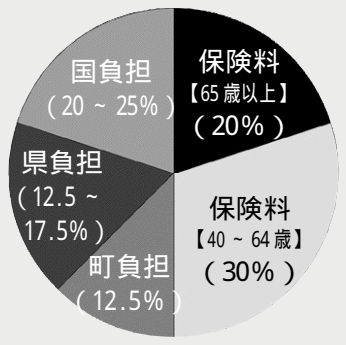
介護サービスなどの給付費の変化

	平成18年度～平成20年度	平成21年度～平成23年度（推計）
居宅サービス	584,635,690円	720,865,434円
施設サービス	856,610,398円	957,236,592円
その他	119,542,348円	125,802,648円
合計	1,560,788,436円	1,803,904,674円

介護サービス利用の増加
介護保険制度の定着とともに、サービスを利用する人の数や利用量が増えています。
【介護サービス利用者数】

居宅サービス	142人（平成18年10月）	154人（平成20年10月）
施設サービス	94人（平成18年10月）	99人（平成20年10月）

介護保険の財源
財源の割合は、公費が50%、保険料が50%です。
このうち、65歳以上の人に納めていただく保険料は20%になります。
また、介護保険サービスを利用する人の自己負担額は1割です。



介護保険料の決め方

$$3 \text{ 年間の介護保険給付費等} \times \text{負担割合 (20\%)} = \text{保険料必要額}$$

$$\text{保険料必要額} \div 3 \text{ 年} = 1 \text{ 年間に必要な保険料額}$$

$$1 \text{ 年間に必要な保険料額} \div 65 \text{ 才以上の被保険者数} = \text{基準額 (年額)}$$

65歳以上の人の介護保険料は、市町村ごとに、町民税の課税状況や所得に応じて決まります。平成18年から20年までは、税制改正による激変緩和措置を行っていましたが、制度の廃止により、平成21年からは、第4段階について軽減措置を新たに設けました。月額基準額は5000円で、第3期（平成18～20年度）に比べ11.1%の上昇となります。

また、介護報酬の改定に伴う保険料の急激な上昇を抑えるため、平成21年度の上昇分の全額、平成22年度の上昇分の半額を国の財政措置により軽減します。

日野町の介護保険料

区分	所得区分	保険料率	介護保険料（年額）		
			21年度	22年度	23年度
第1段階	生活保護または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税世帯	基準額 × 0.5	29,200円	29,600円	30,000円
第2段階	世帯全員が町民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額 + 合計所得が80万円以下	基準額 × 0.5	29,200円	29,600円	30,000円
第3段階	世帯全員が町民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額 + 合計所得が80万円を超える	基準額 × 0.75	43,800円	44,400円	45,000円
第4段階	軽減 世帯が町民税課税で、本人が町民税非課税かつ本人の課税年金収入額 + 合計所得が80万円以下	基準額 × 0.9	52,600円	53,300円	54,000円
	基準 世帯が町民税課税で、本人が町民税非課税かつ本人の課税年金収入額 + 合計所得が80万円を超える	基準額 × 1	58,400円	59,200円	60,000円
第5段階	本人が町民税課税者で、合計所得が200万円未満	基準額 × 1.25	73,000円	74,000円	75,000円
第6段階	本人が町民税課税者で、合計所得が200万円以上	基準額 × 1.5	87,600円	88,800円	90,000円
基準額（月額）			4,862円	4,931円	5,000円

高齢者の生活を総合的に支援
介護の総合相談・支援や介護予防事業などを行う地域包括支援センターを、役場健康福祉課に設置しています。
地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、主任介護支援専門員・保健師を配置し、介護予防、高齢者やその家族に対する相談や支援、高齢者の権利擁護、地域の介護支援専門員への支援・助言、予防給付のケアプランなどを作成しています。

詳しくはお尋ねください

役場健康福祉課（電話 72 0334） 町地域包括支援センター（電話 72 1852）